

「定額フリーパス Nagoya Expressway Pass」 利用約款

(通則)

第1条 本約款は、中日本高速道路株式会社（以下「NEXCO 中日本」といいます。）が実施する、「速旅 Central Nippon Expressway Pass」（以下「CEP」といいます。）の付加サービスとして、名古屋高速道路公社（以下「当公社」といいます。）が実施する、「定額フリーパス Nagoya Expressway Pass」（以下「NEP」といいます。）について適用します。

2 CEPの申込みを行う場合に限り、NEPの申込みができます。

第2条 本約款の中で使用する用語は、別段の定めがない限り、以下のように定義します。

- 一 指定レンタカー会社 CEP利用約款第2条第1号に定める指定レンタカー会社をいいます。
- 二 指定ETCカード CEP利用約款第2条第2号に定める指定ETCカードをいいます。

(対象車両)

第3条 NEPをご利用いただける自動車は、指定レンタカー会社の指定する営業所が貸し出すETC普通車に限ります（高速道路の利用に係る車種区分上の大型車は対象となりません。）。

(対象区間及び適用される走行)

第4条 NEPは、下表の対象区間の走行に適用されます。

対象区間	
名古屋高速道路	名古屋線（高速都心環状線・高速1号楠線・高速2号東山線・高速3号大高線・高速4号東海線・高速5号万場線・高速6号清須線）
名古屋高速道路	尾北線（高速11号小牧線・高速16号一宮線）

2 CEPで登録された利用期間内の前項要件に該当する走行であれば、利用回数は制限されません。

(利用方法)

第5条 指定レンタカー会社から自動車を借り受け、指定ETCカードを受け取ってください。また、指定レンタカー会社の指定する営業所の窓口を通じて、指定の様式で申し込んでください。

2 関係法令、ETCの利用方法を遵守のうえ、CEP申込時に借り受けた自動車と指定ETCカードを使用して入口をETC走行し高速道路をご通行ください。もし入口又は出口ETCレーンが閉鎖していた場合は、一般レーンに行き指定ETCカードを提示してください。

3 通行料金をお知らせするETC車載器のモニター、ETC車載器の音声案内及び料金所の路側表示機等では、NEPが適用にならなかった場合の料金額が案内されますが、NEPの適用要件を満たしていれば案内された料金は適用しません。

4 旅程が終了しましたら、指定レンタカー会社に自動車及び指定ETCカードを返却してください。

(利用料金)

第6条 NEPの利用料金は下表のとおりです。ただし、以下のいずれかに該当した場合は、NEPが適用されない利用の料金が請求されます。

- 一 当公社以外が運営する有料道路の利用
- 二 CEPで登録された利用期間外の利用

種類	車種	販売価格（税込）
2 days～ 7 days	普通車	1,500円
8 days～14 days	普通車	2,000円

2 NEPの利用料金及びNEPが適用されない利用の料金は指定レンタカー会社の指定営業所を通じて支払うものとします。

（解約）

第7条 NEPはCEPで登録された利用期間において第4条に定める走行をした時点以降、いかなる理由によっても解約することはできません。NEPはCEPで登録された利用期間中に指定ETCカードを用いて第4条に定める走行をしなかった場合に限り、解約することができます。

（無効）

第8条 以下の場合には、NEPの申込みを無効とし、第4条に規定する区間を走行した場合においても、NEPの適用対象外とします。

- 一 CEPで登録された利用期間中に指定ETCカードが2台以上の車両に使用されたとき。
- 二 前号に掲げるほか、NEPが不正な走行の手段として利用されたとき。

（個人情報）

第9条 当公社は、NEPをご利用になるお客さまを特定するために指定レンタカー会社から個人情報を取得します。

2 お客様の個人情報は当公社の個人情報保護規程に従って取り扱います。

（免責事項）

第10条 当公社は、次の各号に掲げる場合にNEP申込者が被った被害について、一切責任を負いません。

- 一 当公社の責めに帰することができないETC利用上の事情により、NEPの利用に影響を及ぼした場合
- 二 通行止め又は交通障害（例：渋滞）により、NEPのご利用に影響を及ぼした場合
- 三 天災地変その他の不可抗力により、NEPのご利用に影響を及ぼした場合

（約款の変更）

第11条 この約款は、特別の事情により変更することがあります。

2 当公社は前項の変更による損害について、一切責任を負いません。

附則

（実施期日）

1 本約款は、平成28年2月1日から実施します。